

ノスクマード[®]知財ニュース

1

2012

◆ 「タイトリスト」のゴルフボールがブリヂストンスポーツの特許権を侵害 知財高裁

ブリヂストンスポーツ株式会社がゴルフボールに関する自社の特許権を侵害したとして、「タイトリスト」等のゴルフボールを販売するアクシネット・ジャパン・インク社に賠償等を求めた訴訟の控訴審で、知財高裁は1審と同様に特許権侵害を認め、約9億2000万円の損害賠償を命じる判決を下した。

ブリヂストンスポーツ株式会社は2005年、「タイトリスト」等のゴルフボールが、自社のゴルフボールの芯に関する日本特許第2669051号を侵害しているとして、これらの製品を輸入・販売していたアクシネット・ジャパン・インク社を訴え、東京地裁は2010年2月、同社の特許侵害を認めて約17億8600万円の損害賠償を命ずる判決を下していた。

損害額は一審より減額されたが、これについて裁判長は、「ゴルフボールの飛距離向上には様々な技術が必要で、1件の特許だけで販売額が決まるわけではない」と説明している。

◆ 日本郵便の「ゆうメール」に一部差止命令

登録商標と同一の名称「ゆうメール」を配達サービスに使用していた郵便事業会社（日本郵便）に対して、自社の商標権を侵害しているとして札幌のダイレクトメール発送業者が東京地裁に訴えた訴訟の判決があり、裁判長は原告の請求を認め、日本郵便にダイレクトメール等の配達について「ゆうメール」の使用差し止めを命じた。

裁判では日本郵便が、広告物だけではなく荷物も配達しているためサービス内容が原告と異なると主張していたが、裁判長は「配達の対象物が商品カタログやパンフレットなどの場合は、原告のダイレクトメール提供サービスとほぼ同一といえる」と指摘した。また、名称自体も「外観や称呼、観念が同一」として「登録商標と同一のものを使用している」として侵害を認めた。

◆ フィリピンの模倣品押収額が過去最高に

フィリピン知的財産局は、各関連当局が取り締まりを強化した結果、昨年の模倣品及び海賊版製品の押収額が前年比58%増の83億8000万ペソ（約147億円）に達し、過去最高額を記録したと発表した。

フィリピン知的財産局のブランカフロル局長は、「今年も引き続き模倣品の取り締まりに注力していく」とコメントすると共に、国内外の関連機関との提携を強化し、国民の知的財産権に関する認識を向上させることによって、米国の通商代表部が指定する知的財産権の一般監視国リストからの脱却を目指す方針を示した。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

2

2012

◆ 特許権侵害で賠償金支払い、会長及び社長が引責辞任

業務用マーガリンなどを製造するミヨシ油脂株式会社は、東ソー株式会社から訴えられた特許権侵害訴訟に関する最高裁への上告を取り下げ、ミヨシ油脂株式会社側の特許権侵害を認めた知財高裁判決に基づき損害賠償等として約18億円を東ソー株式会社に払うと発表した。

また、ミヨシ油脂は、今回の特許権侵害についての経営責任の明確化のために、山田修社長と三木敏行会長が引責辞任したことも発表した。

当該特許権は、ゴミ処理場で焼却時に出る灰に噴霧して有害な重金属を固めることができる薬剤に関するものであるが、ミヨシ油脂株式会社はこの製品の販売から撤退することとなる。

◆ 中国で「iPad」の一部販売停止命令

中国の裁判所は、中国における「iPad」の商標権を有するProviewの訴えにより、中国の家電小売業者Sundanに対してAppleの「iPad」の販売停止を命じる判決を下した。

この判決に対してAppleは「我々は数年前、「iPad」という名称について世界10カ国で使用する権利をProviewから購入した。」と述べ、一方、Proview社は、「子会社の1つが数年前に「iPad」の名称をAppleに売却したが、その子会社にそれを行う権限はなかった。」と主張している。

また、同社は、Proviewはこの訴え以外にも、中国の各当局にiPadの販売禁止を求めた多数の提訴や申し立てを行っている。

これらの訴えに関してProviewの幹部リー・スー氏は、Appleが4億ドルを支払えば、Proviewは商標に関するすべての法的措置を撤回すると表明している。

なお、昨年6月には香港の裁判所がAppleの主張を認め、Proviewに対し、iPadの商標の他社への販売を禁止する命令を下しているが、12月には広東省シンセンの裁判所がiPadの商標に関するAppleの権利主張を退けている。

◆ ホーユー株式会社の「ビゲン ヘアカラーDX クリーミーフォーム」(染毛剤)が差止

花王株式会社は、ホーユー株式会社より3月1日に発売された泡状ヘアカラー「ビゲン ヘアカラーDX クリーミーフォーム」について、花王の保有する特許権(特許第4762362号)を侵害するとして2011年7月6日、東京地方裁判所に仮処分の申し立てを行い、この申し立てが認められ、2012年2月10日付けで、対象製品の製造・販売等の差し止めを認める仮処分決定が下されたと発表した。

また、花王は、「今回の決定を受け、特許権侵害により受けた損害の賠償を求める本案訴訟を、速やかに東京地方裁判所に提起します。」とし、「花王は特許などの知的財産権を極めて重要な経営資源と位置づけており、他社の知的財産権を尊重しつつ、自社の知的財産権が侵害されたと判断した場合は、毅然とした態度で臨んでいます。」としている。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

3

2012

◆ 「サトウの切り餅」に製造・販売差止と約8億円の損害賠償の判決

越後製菓（包装餅売上第二位）が切り餅に関する自社の特許権に基づき、「サトウの切り餅」を製造・販売する佐藤食品工業（同第一位）を訴えていた裁判で、知財高裁は佐藤食品工業に対し、「サトウの切り餅」の製造の差止と約8億円の損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡した。知財高裁は、「上下面の切り込みを理由に特許権を侵害していないとするのは相当ではない」として、第一審である東京地裁の判決を取り消し、「サトウの切り餅」が特許権を侵害していると認定した。

越後製菓は、餅の側面に切り込みを入れることで加熱膨張した際の噴き出しを抑える技術について2008年に特許権を取得していたが、その後、佐藤食品工業は側面だけでなく上下面にも切り込みを入れた「サトウの切り餅」を製造・販売していた。越後製菓は、これに対して特許権の侵害を理由に当該商品の製造・販売の差止と損害賠償等を求めている。

なお、佐藤食品工業はこの判決に対して上告するとしている。

◆ 商標の国際登録出願の出願件数が過去最高に

世界知的所有権機関（WIPO）が発表した、2011年の商標のマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願状況によると、全体の出願件数が前年より6.5%増加の42,270件と過去最高を記録した。

出願国別では、1位 EU（5,859件）、2位 ドイツ（5,000件）、3位 米国（4,791件）、4位 フランス（3,804件）、5位 スイス（2,933件）と、欧州諸国がこの制度を多く利用している結果となっている。

また、権利化の対象となる指定国別では、1位 中国（18,724件）、2位 EU（16,344件）、3位 米国（15,890件）、4位 ロシア（15,691件）、5位 スイス（13,695件）と、市場に影響した結果となっている。

◆ 特許庁が中国文献の和文抄録データの提供開始

特許庁は、世界の特許文献のうち中国語の特許・実用新案文献が急増していることへの対応の一環として、中国実用新案和文抄録データの日本語による検索・照会サービスを特許電子図書館（IPDL）で開始した。中国特許についても、日本語で検索できる環境の整備を進めていく予定としている。

このような動きの背景には、世界の特許文献の中で中国の文献の占める割合が急増しており、また、中国の実用新案権に基づく訴訟が増加しているといった状況がある。

特許庁は、既に中国特許文献の英文抄録データにアクセスできる環境をIPDLで提供しているが、近年の出願件数の急速によって訴訟リスクが高まっている中国実用新案出願にも対応するため、中国実用新案文献の英文抄録データの交換について中国国家知識産権局（SIPO）と合意し、今回のサービス開始につなげた。

<http://www.meti.go.jp/press/2011/03/20120314003/20120314003.pdf>

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

4

2012

◆ 「森伊蔵」、「伊佐美」、「村尾」の中国商標登録の異議申し立て認められず

中国で、鹿児島県の芋焼酎のブランド「森伊蔵」・「伊佐美」・「村尾」と同一名称の商標登録が無断で申請されたことに対して、これらの芋焼酎の酒造会社らが共同で異議申し立てを行っていたが、中国商標局は「これらの芋焼酎は中国内での販売実績はなく、悪意を持った登録申請と主張する根拠がない」としてこの申し立てを認めない旨の判断を下した。

森伊蔵酒造の担当者は「中国で販売する予定はないが、偽物が出回ると購入者に迷惑が掛かってしまう。異議申し立てが認められなかったのは残念。」と話している。

最近では、三重県の団体が「松阪牛」を中国に商標申請したところ、「既に類似の商標が登録されている」として却下されたり、また、「コシヒカリ」などの米のブランドについても中国で無断に商標登録されていたりと、日本企業が中国で独自のブランドを使用できない事態が増加している。

◆ 「中国法院知的財産権司法保護状況」

中国の最高人民法院は、「2011年中国法院知的財産権司法保護状況」として、以下のような中国における知財関連訴訟の状況を発表した。

「2011年に全国の地方人民法院が新たに受理した、知的財産権民事一審案件は約6万件（前年比約39%増）、知的財産権刑事一審案件は5700件（前年比約43%増）となっており、訴訟の受理件数が大きく増加している。

特に、特許に関する訴訟件数が増加傾向にあり、外国企業や外資系企業を訴えるケースが増え始めており、また、商標・ロゴに関する紛争もより一層増えている。」

◆ 地域団体商標の登録件数 500件に到達

特許庁は、地域ブランドの保護のために導入した「地域団体商標制度」が、制度開始から7年目を迎え、登録件数が500件に到達したと発表した。

地域団体商標制度は、地域ブランドを適切に保護し、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を目的として導入された制度で、従来は全国的に有名でなければ登録が認められなかった「地名等+商品（役務）名」からなる商標が、一定の地理的範囲で周知となっている場合に限り地域団体商標として商標登録を受けることができる制度である。

ちなみに、500件目の登録商標は、「宮城県産のいちご」を指定商品とする「仙台いちご」であり、全国農業協同組合連合会がその権利者である。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

5

2012

◆「東京スカイツリー」商標権のライセンスビジネスを展開

東京スカイツリーを運営する東武タワースカイツリー株式会社は、東京スカイツリーの名称やロゴマーク、シルエットなどについての商標権を取得するとともに、飲料メーカーや金融機関等の十数社と「オフィシャルパートナー契約」を結んだことを発表した。同社の鈴木道明社長はスカイツリーの名称等についてのライセンスを収益の柱の一つと考え、使用許諾を積極的に認める方針。現在の東京スカイツリーのライセンス料は商品販売価格の5%とされているが、既に約500種類の商品があり、例えば、カルビーは包装に東京スカイツリーのロゴマークの入ったスナック菓子を販売し、日本航空はロゴマークを描いた航空機を国内線で運航する予定としている。

一方で中国の商標権については、数年前から中国メディアがスカイツリーを中国語で「東京天空樹」と表記していたことから、東武側がこの名称を商標登録しようとしたところ、既に他者によって登録されていたことが判明。そこで同社は漢字表記を「東京晴空塔」と改めて対応している。

◆ 京都大学 iPS細胞に関する3件目の米国特許成立

京都大学は、iPS細胞を心臓や神経等の細胞にする方法についての特許権を、米国で取得したことを明らかにした。iPS細胞に関する京都大学の米国での特許権の取得はこれで3件目となる。

今回の特許権は、研究機関や企業がiPS細胞から分化させた細胞を使用、販売する場合にも権利が及ぶ。京都大学は「新薬開発の盛んな米国で特許を取得した意味は大きい」としている。

一般の企業が同様の特許権を取得するとライセンス料が高騰する恐れがあるが、京都大学は「公的な機関として安価なライセンス料で広く使用を認める方針」としており、研究者によるiPS細胞関連の研究を奨励している。

◆ 米国が知的財産権侵害の警戒国を発表

米通商代表部が発表した2012年度年次報告によると、中国、タイ、ロシア、インド、インドネシア、カナダ、アルゼンチン、チリ、イスラエル、パキスタン、ウクライナ、ベネズエラ、アルジェリアの計13カ国が、知的財産権を十分に保護できていない「優先監視国」として認定されている。

また、米通商代表部は「タイ政府は取り締まりを強化しているが、特に音楽や映画の海賊板についてはあまり成果が表れておらず、医薬品や農薬などの薬剤については不公正な商取引等の対策が十分に講じられていない」としている。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

6

2012

◆ 米国の知的財産国際取引所が会員増加を発表

米知的財産国際取引所（IPXI）は、昨年12月以降に21組織が新規会員として参加し、会員が計27組織になったと発表した。新規会員は、フォード・グローバル・テクノロジーズやソニー・コーポレーション・オブ・アメリカ、ノートルダム大学等。

～ IPXIとは（IPXIホームページより）～

IPXIは知的財産を対象とする世界初の金融取引所です。

IPXIの任務は、IP資産と取引商品のための中央市場を形成し、IP所有者、投資家、トレーダー、その他の市場参加者の価格発見、取引、データ配布に対するニーズを満たすことです。

革新的な商品の提供を通してIPXIはIP関連資産への投資とリスク管理を容易にし、IP所有者がその資産の価値を実現できるようにし、効率的な技術移転市場を確立してIP関連資産とリスクの価格発見を改善します。

◆ アップル社がウルトラブックに関する米国意匠権取得

アップル社がいわゆるウルトラブックに関する米国意匠権を取得したことが判明した。

しかもこの意匠権は、手前側を薄くした筐体デザインを対象とした部分意匠に関する権利であり、現在市場に流通している多くのウルトラブックが抵触する可能性がある。

一般的に、ウルトラブックは平均的な厚さを薄くするため、開閉用のヒンジ等によって一定の厚さが必要となる後部を厚くするとともに手前側を可能な限り薄くした傾斜形状としている。

この意匠権は、2010年に発表されたアップル社のノートパソコンの形状に係るものと思われるが、今後のウルトラブック市場におけるアップル社の立場を優位にする可能性がある。

◆ 「切り餅」事件 別商品に対して新たに提訴

越後製菓（包装餅売上第二位）がサトウ食品工業（同第1位）に対して、切り餅の切り込みの特許権に基づく新たな訴訟を提起した。

前回の訴訟では、知財高裁がサトウ食品工業の侵害を認めてサトウ食品工業に約8億円の損害賠償の支払いと対象製品の販売禁止、製造設備の撤去を命じる判決を下していたが、今回の訴訟はこの判断を受けて提起されたものと考えられる。

越後製菓は、今回の訴訟で対象製品を前回の訴訟で対象にしていなかったものを対象とし、さらに前回の訴訟対象製品についても期間を追加して、合計約19億円の損害賠償を求めている。

なお、前回訴訟の知財高裁の判決に対しては、サトウ食品工業が最高裁に上告している。

株式会社 **ノスクマード[®] インスティテュート[®]**

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>